介護サービス計画作成に係る情報提供申請の取扱いについて（R5.4.1～）

**〈１．内容〉**

　　介護サービス計画作成のために必要とされる場合に限り、長与町が所有する要介護認定に係る情報を介護サービス計画作成事業者等へ外部提供するものです。

**〈２．提供資料〉**

①認定調査票

②主治医意見書（主治医の同意が得られているものに限る）

~~③認定結果~~

**※認定結果については、被保険者証等で確認できる情報であるため開示しません。**

**〈３．回答種別〉**

　　①窓口交付・窓口閲覧

　　　後日、個人情報外部提供決定通知書と外部情報提供対象者一覧を事業所宛に郵送しますので、**決定通知に記載されている回答期限までに、その通知及び一覧を持参の上、**介護保険課窓口にお越し下さい。

**※取扱担当者以外にはお渡しできませんのでご注意ください。**

　　②郵送提供の場合

　　　これまで同様、事業所宛に提供文書一式ご郵送いたします。

**〈４．必要書類〉**

①個人情報外部提供申請書【様式第5号（第5条第1項関係）】

②外部情報提供対象者一覧【別紙】

※②については、回答種別ごとに用紙をご準備しておりますので、お間違いのないようご注意ください。また、取扱担当者及び回答種別が同じである場合に限り、①を1枚に対して、②を複数枚添付いただいても構いません。

→裏面へ

**〈５．費用負担について〉**

　　郵送回答の場合は、封筒及び切手代は事業所負担となります。

**※調査票、意見書のコピー代の費用負担はございません。**

**〈６．留意事項〉**

・提供された情報に関しては、目的外の使用とならないよう厳正に管理してください。

　・提供の可否について、居宅届の提出や、提供に関する本人及び主治医の同意の有無によって、情報提供できない場合がありますのでご注意ください。

　・**資格喪失者については、情報提供することができません。**

・認定申請と同時に情報提供申請をすることはできません。目安として審査会日の1週間前に申請してください。

〈申請の流れ〉

介護保険課窓口に、**①個人情報外部提供申請書【様式第5号（第5条第1項関係）】**・**②外**

**部情報提供対象者一覧【別紙】**を提出します。（※①を1枚に対して、回答種別と取扱担当

者が同じであれば、②を複数枚添付いただいてもかまいません。）

郵送の場合

閲覧及び窓口交付の場合

町にて審査後、開示可能であれば、**個人情報外部**

**提供決定通知書【第6号(第5条第3項関係)**

と**開示文書一式**を事業所宛にご郵送します。

個人情報外部提供決定通知書と外部情報提供対象者一覧を事業所宛に郵送しますので、**決定通知に記載されている回答期限までに、その通知書と一覧を持参の上**、介護保険課窓口にお越し下さい。